令 和 5 年 10 月 31 日
社会保険診療報酬支払基金

ハラスメント行為による懲戒処分について

関東審査事務センターにおいて、以下のとおり、就業規則に違反した者があったことから、同規則第６０条に基づく懲戒処分を行った。

事　　項	内　　容
事案の概要	関東審査事務センター長が、本年４月以降、同センターの複数の管理職員に対し、また、本年３月までの本部在籍中には当時の部下である複数の管理職員に対して優越的な関係を背景として、威圧的な態度で日常的かつ継続的に必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返すなど、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動によるパワー・ハラスメントにより精神的苦痛を与えていたことが判明した。 これらの行為は、基金職員として許されざる非違行為であることから、就業規則に基づき、１０月１６日付けで懲戒処分とした。
処分年月日	令和５年１０月１６日
被処分者の所属、職務の等級及び処分量定	社会保険診療報酬支払基金 関東審査事務センター 特１等級（センター長） 担当部長の職に降職